

魚津市移住助成金 チェックシート

年 月 日 ()

要件

①移住に関する要件

1	住民票を移す直前10年間のうち通算5年以上、東京23区に在住または東京圏(※1)の条件不利地域(※2)以外に在住し東京23区に通勤	
2	住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区に在住または東京圏の条件不利地域以外に在住し東京23区に通勤	
3	魚津市に転入して3か月以上、1年以内	
4	魚津市に5年以上継続して居住する意思がある	
5	暴力団等の反社会的勢力と関わりがない	
6	日本人である、または外国人で、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者、特別永住者いずれかの在留資格を有する	
7	過去10年以内に移住支援金を受給していない (全額返還した場合と、申請時に18歳未満の世帯員だった者が5年以上経過し18歳以上となった場合を除く)	
8	魚津市が支援金の対象として不適当と認めた者でない	

※東京圏の条件不利地域以外に在住し、東京23区内の大学へ進学し東京23区内の企業へ就職した者は、通学期間も移住元の対象期間とする。

(※1)【東京圏】

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

(※2)【条件不利地域】

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：鉾田市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

世帯の場合

1	申請者を含む世帯員が、移住元で同一世帯に属していた	
2	申請者を含む世帯員が、申請時に同一世帯に属している	
3	世帯員が、転入して3か月以上1年以内	
4	世帯員が、暴力団等の反社会的勢力と関わりがない	

②就業に関する要件

1	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している	
2	当該就業先に5年以上継続して勤務する意思を有する	
3	転勤、出向、出張、研修による勤務地の変更でなく、新規の雇用である	

一般の場合

1	就業先が、富山県が移住支援金の対象として掲載しているマッチングサイトの求人にに基づき就業した法人である	
2	上記求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降である	

専門人材の場合

1	離職することが前提でない (目標達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等)	
---	---	--

③テレワークに関する要件

1	所属先企業等からの命令ではなく自己の意思で移住し、魚津市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う	
2	魚津市で週20時間以上テレワークにより勤務し、恒常的に通勤しない	
3	地域未来交付金またはその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていない	

④関係人口に関する要件

1	申請日前3年以内に2回以上、市が開催する市内で滞在を伴う事業に参加した(移住ツアー、ふるさとワーホリ、魚津まつり応援団等)	
2	農林水産業に就業する者	

返還について

全額の返還

1	虚偽の申請をした場合	
2	申請日から3年未満に富山県外に転出した場合	
3	申請日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合	
4	起業支援事業の交付決定を取り消された場合	

半額の返還

1	申請日から3年以上5年以内に富山県外に転出した場合	
---	---------------------------	--



提出書類

●全員が提出必須の書類

1	写真付き身分証明書	
2	移住支援金交付申請書（様式第1号）	
3	移住元の住民票の除票の写しまたは戸籍の附票（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）	

●東京23区外の東京圏から東京23区への通勤者

1	東京23区で勤務していた企業の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）	
---	---	--

●東京23区外の東京圏から東京23区への通勤者のうち法人経営者または個人事業主

1	履歴事項全部証明書または開業届の写し（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）	
2	個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）	

●東京圏から東京23区内の大学へ進学し、東京23区内の企業等へ就職した者

1	卒業証明書（在学期間や卒業校を確認できる書類）	
2	東京23区で勤務していた企業の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）	

●世帯向けの金額を申請する場合

1	移住元の住民票の除票の写し（申請者含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）	
---	---	--

①就業の場合

1	就業先企業の就業証明書（様式第2号の1）	
---	----------------------	--

②テレワークの場合

1	所属先企業の就業証明書（様式第2号の2）	
---	----------------------	--

個人事業主

2	業務委託契約書（申請日以降に、移住前の業務をテレワークにより継続して行うことが確認できる書類）	
3	開業届の写しまたは確定申告書の写し	
4	申請前3ヶ月間のテレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（確定申告書の写し等）	

③起業の場合

1	起業支援金の交付決定通知書	
---	---------------	--

④関係人口の場合

1	就業先企業の就業証明書（就業していることが確認できる書類）	
---	-------------------------------	--